



障がい者福祉の歴史ってどんなもの？

A. 戦後の施策の歴史、は...



一覧で書き出すと、下のようになります。

1946(昭和21)年	日本国憲法 旧生活保護法
1947(昭和22)年	教育基本法 児童福祉法
1949(昭和24)年	身体障害者福祉法
1950(昭和25)年	精神衛生法(現:精神保健福祉法) 現行生活保護法
1951(昭和26)年	社会福祉事業法(現:社会福祉法)
1960(昭和35)年	精神薄弱者福祉法(現:知的障害者福祉法)
1965(昭和40)年	母子保健法
1970(昭和45)年	心身障害者対策基本法(現:障害者基本法)
1981(昭和56)年	国際障害者年
1982(昭和57)年	障害者対策に関する長期計画策定
1987(昭和62)年	社会福祉士及び介護福祉士法成立・精神衛生法改正
1990(平成 2)年	社会福祉関係八法の改正
1993(平成 5)年	障害者基本法
1994(平成 6)年	子どもの権利条約 批准・ハートビル法成立
1995(平成 7)年	精神保健福祉法
2000(平成12)年	社会福祉法 交通バリアフリー法成立
2004(平成16)年	発達障害者支援法成立
2005(平成17)年	障害者自立支援法成立
2006(平成18)年	バリアフリー新法
2011(平成23)年	障害者 虐待防止 法成立
2012(平成24)年	障害者総合支援法 成立
2013(平成25)年	障害者 差別解消 法成立
2014(平成26)年	障害者権利条約批准
2017(平成29)年	障害者総合支援法・ 児童福祉法改正

というところかしら。

障害者自立支援法から障害者総合支援法となったときに、法の理念・目的として新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」ということが明記されました。
基本理念が創設されたのね。

同時に、障害福祉サービス等の対象として新たに「難病等」が追加されたの。
またそれまでは「障害程度区分」とされてきたものを、障がいの多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められました。

サービス体系にも変化があって、ケアホームと呼ばれていたものを[グループホーム](#)への一元化を促し、重度訪問介護の対象の拡大、地域移行支援の対象の拡大、地域生活支援事業の追加、などがなされています。
もうひとつ重要なことは、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項および地域生活支援事業の実施に関する事項については、障害福祉計画を策定することになったのよ。

障害者総合支援法は2017年に改正されています
このときに、自立支援給付の補装具費の支給については「一部の対象者で貸与も可能」となり、訓練等給付に[就労定着支援](#)と自立生活援助が追加されているわ。
そしてこのときの改正で、障害福祉サービス等の情報公表制度も創設されています。

[《MENU》](#)

[《発達支援に関する英語の用語って？](#)

[《わいせつ行為はいけないよね？》](#)

2022-08-08 掲載